

施設開放事業

体育館利用について(概要版)

2024.10.1版

神奈川県立相模原中等教育学校

1. 概要、利用可能施設・時間他

施設開放事業は、体育館施設を県民のスポーツ活動の場として提供し、「地域から親しまれる学校づくり」を目的として、学校教育に支障のない限り体育施設を積極的に開放するものです。

本校では、以下の施設が利用できます。

| | |
|-------------|--------------------------|
| 利用可能施設 | 体育館と付属施設(トイレ、洗面所) |
| 利用日・時間 (注1) | 月～日曜日 19:00～21:00 |
| 利用種目 (注2) | バスケットボール, バレーボール, バドミントン |

(注1)学校行事などで利用できない日があります。

(注2)上記の種目のほか、校長が認めた種目も利用可能です。

なお、フットサル・社交ダンスは、本校設備に支障があるため利用することはできません。

2. 利用対象者

県内在住者又は在勤者の方

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

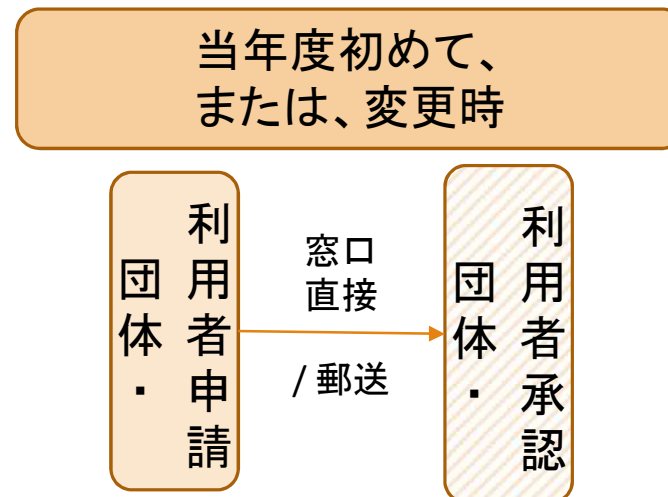
- 特定の政党や宗教団体の支持もしくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- 営利を目的として利用
- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- 申し込み内容に反する利用
- その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

3-1. 利用の流れ

(団体・利用者登録)

当年度初めて利用申込みするときは、事前に利用責任者を決めた上、「団体登録」、「利用者名簿」、および、利用(責任)者が県内在住者又は在勤者であることを証明するものを事務室に提出し、団体の登録をしてください。継続して使用している利用者も毎年度初めに登録が必要になります。

個人情報流出防止のため、FAX/ Email で送らないようお願いいたします。



※全く初めて利用する場合は、学校および利用施設案内の為、来校してください。

3-2. 利用の流れ

(申込・承認・利用・支払)

利用者

学校事務室

指定銀行等

利用希望者は、利用カレンダーを参考に、利用希望日の属する月の前月15日まで(必着)に「施設利用申込書」により、郵送、FAX、および、提出用ファイルにて、事務室に申込んでください。他の利用者等との調整の後、「施設利用承認書」を25日を目安にEmailで送付します。

くり返し



承認書を交付した後も天候等やむを得ない理由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。事前に連絡可能な場合(学校行事が急遽入った場合など)は、Emailで連絡予定です。

3-3. 利用の流れ

(申込・承認・利用・支払)

利用者

学校事務室

指定銀行等

当日の利用責任者は、18:45~19:10の間に鍵等が入っている利用バッグ(赤バッグ)を事務室前で受け取ってください。利用後は、「施設利用日誌」に利用状況を記載し、消灯および施錠を確認のうえ、利用バッグを事務室前の郵便受に返却してください。



くり返し



3-4. 利用の流れ

(申込・承認・利用・支払)

利用者

学校事務室

指定銀行等

体育館の利用に際して、電気代実費相当額として2時間当たり440円を負担していただきます。月の初めに前月利用分の納入通知書を送りますので、コンビニ/県指定の銀行の窓口で納付してください。また、納付が滞る等ありましたら、利用を承認しない場合もありますので注意ください。

くり返し



4. FAQ

Q. 承認後(当日含)に利用しないことになった場合、どうすればよいですか？

⇒ 利用キャンセルの場合、速やかに下記に連絡をお願いします。
(当日16:45までに連絡を頂けない場合は無断キャンセル扱い)

平 日:事務室(042-749-1289) 16:45まで

休 祝 日:代表(042-749-1279 事務室9番) 16:45まで

承認書を交付した後も天候等やむを得ない理由により施設が利用できなくなる
ことがありますので、あらかじめご了承ください。事前に連絡可能な場合(学
校行事が急遽入った場合など)は、Emailで連絡予定です。

Q. 利用時にけが等をした場合はどうなりますか？

⇒ 開放施設をご利用いただく方には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険
の加入をお願いしています。利用バッグの中の青いファイルに保険案内のパ
ンフレットがありますので参考にしてください。